

申第9号 新型コロナウイルス感染症「COVID-19」に関する 説明要求申し入れの窓口回答

新型コロナウイルス感染症「COVID-19」に、J R 東海の関連会社で働く労働者が不幸にも感染した事を会社として公表しましたが、いくつかの現場ではその他にも感染者が出ている事が会社掲示等で明らかになっています。この事により現場で働く労働者が強く不安を感じている状況ですので、本部は会社へ早急に団体交渉を開催し事実関係を明らかにすることを求めましたが、誠に遺憾ながら、窓口での回答となりました。

申し入れ内容と回答は、以下の通りです。

1. 出向中の社員を含む、J R 東海社員が新型コロナウイルス感染症に感染した事実があるのか明らかにする事。

【回答】

駅係員や乗務員など接客業務に従事する社員の感染についてはプレスのものである。他の社員に関してはプライバシー等に関わるため、詳細を差し控える。引き続き感染予防・拡大防止対策に努めていく。

2. 前項の社員を除く、社内の施設等に入出入りする事のできる方の新型コロナウイルス感染症への感染等について、会社が把握してる事柄を明らかにする事。

【回答】

プライバシー等に関わるため、詳細を差し控える。引き続き感染予防・拡大防止対策に努めていく。

3. コロナウイルス感染症に罹患した社員及び、コロナウイルス感染症罹患患者との濃厚接触者として自宅待機等を命じた社員がいるのか明らかにする事。

【回答】

プライバシー等に関わるため、詳細を差し控える。引き続き感染予防・拡大防止対策に努めていく。

4. コロナウイルス感染症に関連して、自宅待機等を命じた社員の勤務認証を明らか

かにする事。

【回答】

自宅勤務については、各箇所にて実態に応じた勤務を指定し、必要な業務指示を適切に行っている。

5. コロナウイルス感染症に罹患した社員及びコロナウイルス罹患者との濃厚接触者として自宅待機を命じた社員の賃金をJR東海会社として保証すること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の賃金については、個々の社員の勤務の取り扱いに応じて適切に対応している。

以 上